

最高裁判所民事規則制定諮問委員会議事録

1 日時

平成24年2月13日(月)9:30～11:50

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者(敬称略,五十音順)

(委員)

青山善充,秋山幹男,伊藤眞,小川秀樹,海渡雄一,鈴木健太,大門匡,高橋宏志,竹下守夫,戸倉三郎,永野厚郎,原優,松森宏,山崎敏充

(幹事)

浅香竜太,今井和男,岡崎克彦,岡田理樹,小野寺真也,金子修,小林進,佐藤満,高田裕成,中東正文,春名茂,福田千恵子,古谷恭一郎,三木浩一,宮治芳雅,三輪方大,山本和彦

4 諮問事項

非訟事件手続規則の制定について

5 配付資料

(資料)

- 1 諮問事項
- 2 非訟事件手続に関する最高裁判所規則の要綱(案)
- 3 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員等名簿

(参考資料)

- 1 非訟事件手続法の適用・準用のある主要事件における書面の送付等に関する規律についての一覧表
- 2 関連規則の整備等の概要について(非訟事件関係部分)
- 3 最高裁判所規則制定諮問委員会規則

6 議事録

【永野委員】おはようございます。諮問委員会の委員をしております最高裁民事局長の永野でございます。

本日は、皆様、大変お忙しい中、本委員会のためにお集まりいただきましてありがとうございます。

ご審議に先立ちまして、本委員会の委員長の互選についてお諮りをさせていただきます。

お手元の資料に、最高裁判所規則制定諮問委員会規則がございますが、この第5条によりますと、「各委員会の委員長は、各委員会の委員が、互選する」というふうになっております。したがって、この席でまず委員長をお決めいただきたいと存じます。事務方を務める委員といたしましては、法制審議会の非訟事件手続法・家事審判法部会の部会長を務めておられました伊藤眞委員に、委員長をお願いすることをご提案させていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(異議なし)

【永野委員】ありがとうございます。それでは、伊藤委員に委員長をお願いすることになりましたので、伊藤委員、どうぞよろしくお願いいいたします。

【伊藤委員長】ただいま皆様からのご推挙を受けましたので、大変不慣れではございますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。進行等につきましても、不手際があるかと存じますが、その節もご協力をお願いできればと存じます。

さて、本日の諮問事項でございますけれども、お手元の配付資料のとおり、「非訟事件手続規則の制定について」ということでございますが、具体的な内容につきましては、事務局で作成した非訟事件手続に関する最高裁判所規則の要綱(案)にまとめられておりますので、これに基づいて、審議をお願いしたいと存じます。審議は、お手元の進行予定に従いまして、担当の委員、幹事から説明を聞いた上で、皆様のご意見をお伺いし、正午ごろには終了したいと考

えております。

それでは、まず岡崎幹事から、本日の配付資料と議事録の取り扱いについての説明をお願いします。

【岡崎幹事】それでは、ご説明いたします。

まず、配付資料についてでございますけれども、いずれも事前に配付させていただいた資料でございますが、まず諮問事項を書いた1枚紙(資料1)がございまして、それから非訟事件手続に関する最高裁判所規則の要綱(案)(資料2)というものでございます。それから、少し大きいサイズの一覧表がございまして、表題が、「非訟事件手続法の適用・準用のある主要事件における書面の送付等に関する規律についての一覧表」(参考資料1)(以下「一覧表」という。)という表がございまして、さらに、整備規則に関して、「関連規則の整備等の概要について(非訟事件関係部分)」(参考資料2)というものがございまして、次に、最高裁判所規則制定諮問委員会規則(参考資料3)がございまして、最後に、参考配布と左端に書いた非訟事件手続規則(案)がございまして。

以上が事前に配付させていただいた資料でございますが、皆さん、お手元でございますでしょうか。

そのほかに、本日、着席図と進行予定、委員等名簿(資料3)、配付資料目録が配付されているかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

次に、議事録の作成についてご説明いたしたいと思っております。

近時の情報公開の要請等を踏まえまると、議事録を公表することが現在の流れになっておりまして、その中で、発言者の氏名につきましても、明記して公表したいというふうを考えているところでございますが、この件についてお諮りしたいと思っております。

【伊藤委員長】ただいまの岡崎幹事からの説明、特に議事録の取扱いにつきましても、何か委員、幹事の皆様方からご意見はございますでしょうか。

(意見なし)

【伊藤委員長】よろしゅうございますか、それでは特段のご要望もないようでございますので、事務局から説明をいたしましたとおり、今回は、議事録につきましても、発言者名を明記して公表するという方向で、作業を進めたいと存じます。

そこで、永野委員から諮問の趣旨についての説明をお願いいたします。

【永野委員】それでは、諮問の趣旨につきましても簡単にご説明をさせていただきます。

ご承知のように、非訟事件手続法は、平成23年5月19日に成立し、5月25日に公布さ

れました。新法は、非訟事件の手続の通則について、国民が利用しやすく、また現代社会の要請にも配慮し、さまざまな旧法の内容を全面的に刷新したものとなっております。

そして、新法の第2条は、非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めると規定しておりますところ、本規則の制定につきましては、この重要性にかんがみ、最高裁判所の裁判官会議により、本委員会にお諮りをさせていただくことになりました。諮問事項は、先ほどご紹介がありましたとおり、「非訟事件手続規則の制定について」ということでございます。これまで本委員会の委員あるいは幹事の一部の方々にお集まりいただきまして、準備会を2回開催するなどして、事務局におきましてお手元の資料2のような非訟事件手続規則の要綱（案）を作成いたしました。本日は、この要綱（案）をもとに、ご審議をお願いいたしたいと存じます。

なお、今般の非訟事件手続法の制定に際しては、多数の関係法律について整備等がなされており、規則レベルでも相当数の規則の整備が必要となりました。これら関係規則の整備につきましては、技術的な整備が中心となりますので、本委員会の諮問事項とはなっておりませんが、非訟事件手続規則の内容と関連する部分もございますので、本日、簡単にその内容をご説明させていただく予定でございます。

今後の規則制定のスケジュールにつきましては、本委員会のご議論も踏まえまして、事務局においてできる限り速やかに規則案を作成した上で、最高裁判所裁判官会議で審議いただく予定でございます。

以上でございます。

【伊藤委員長】ただいまの永野局長からの説明に対してはよろしゅうございますか。

それでは、これから実質的な審議に入りますけれども、個別の規律についての審議に先立ちまして、まず岡崎幹事から、非訟事件手続規則の要綱（案）の全体的な構成について、簡単に説明をお願いいたします。

【岡崎幹事】それでは、説明させていただきます。

本規則は、非訟事件手続法2条の規定による委任を受けまして、非訟事件の手続に関して必要な事項を定めるものでございます。

その題名につきましては、資料の要綱（案）では「非訟事件手続に関する最高裁判所規則」と記載してございますが、具体的には「非訟事件手続規則」としたいと考えております。これは、非訟事件の手続に関し必要な事項を定めるものでありますことから、民事訴訟法に対する民事訴訟規則や借地非訟事件に対する借地非訟事件手続規則等の用例に倣うものでございます。

次に、本規則の目次につきましては、今回の要綱（案）では1ページから2ページに記載しておりますけれども、基本的には、雑則に関する第6を除きまして、非訟事件の手續の通則について定めました非訟事件手続法第2編の構成に倣ったものでございます。それぞれの章の中でも、法律と対応する形で規定を配置するようにつくりしております。

なお、非訟事件手続法には、民事非訟事件に関する第3編、公示催告事件に関する第4編、過料事件に関する第5編もございますが、これらにつきましては、法律レベルで詳細な手続規定が設けられておりまして、規則事項としては、非訟事件の手續の通則に関する規則事項を適用すれば足りると考えられましたので、これらの事件にのみ適用される特例的な規定は設けておりません。

次に、この非訟事件手続規則が適用又は準用される具体的な事件類型についてご説明いたします。

非訟事件手続規則が適用される事件の範囲につきましては、非訟事件手続法が適用される非訟事件と一致するという考え方をとりますので、非訟事件手続法が直接適用されるという整理がされております借地非訟事件、会社非訟事件につきましては、本規則が当然に適用されるということになります。他方、民事調停あるいは労働審判といった事件につきましては、非訟事件手続法が直接適用されるといった仕切りにはなっておりませんので、非訟事件手続法の規定を準用するということに整理されております。本規則も、これらの事件に当然に適用されるといった関係にはございません。もっとも、民事調停法や労働審判法において非訟事件手続法の規定が包括的に準用されていることにかんがみまして、民事調停規則、労働審判規則におきましても、本規則の規定を包括的に準用するといった改正をすることを考えております。

このように、これらの個別の事件の手續につきましては、非訟事件の手續の通則を定める非訟事件手続法第2編や非訟事件手続規則の規定により定まるところが大きいわけですが、他方において、それぞれの事件ごとの特質に応じまして、非訟事件手続法・非訟事件手続規則の規律を部分的に修正する必要もございますので、これら個別の事件の手續は、非訟事件手続法・非訟事件手続規則の規定と、それから個別事件の関係法律・規則の規定とが相まって、1つの手續の体系を形成するということになっております。したがって、これから非訟事件手続規則についてご説明を差し上げる際には、個別規則による規律の主な修正点もあわせてご説明したいと思います。

最後に、民事訴訟規則との関係についてでございますが、現行非訟事件手続法は民事訴訟の例によるとしている部分が多く、また新たに制定されました非訟事件手続法の中でも、多くの

局面で民事訴訟法の規定を準用し、又は民事訴訟法と同様あるいは類似の規定を定めております。したがって、非訟事件手続規則の要綱（案）につきましても、民事訴訟規則と同様の規律としているところが多くございますので、本日の説明に当たりましては、民事訴訟規則の規律との異同にも配慮して、民事訴訟規則とは異なる独自の規律となっているところを中心に説明させていただきたいと考えております。

以上でございます。

【伊藤委員長】ただいまの岡崎幹事からの説明に対しまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

（意見なし）

【伊藤委員長】よろしゅうございますか。それでは引き続き個別の規律の審議に入りたいと思います。非訟事件手続規則の要綱（案）については、お手元の進行予定に従いまして、5つの部分に分けまして、説明及び審議をお願いしたいと考えております。

そこで、まず「第1 総則」の部分につきまして、岡崎幹事から説明をお願いいたします。

【岡崎幹事】それでは、ご説明いたします。

まず、お手元の要綱（案）の3ページの「第1 総則」の「1 申立てその他の申述の方式」につきましても、民事訴訟規則1条と全く同様の規定を設けるものでございます。

「2 当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項」につきましても、民事訴訟規則2条とほぼ同様の規定でございますが、2点、若干の修正を行っております。

1点目は、非訟事件における利害関係参加人の重要性にかんがみまして、この規定が利害関係参加人についても適用されることを条文上明示しているという点でございます。

2点目は、（1）アでございますが、郵便番号及び電話番号の記載を求めています。これらは、民事訴訟規則におきましては、53条4項で訴状の記載事項、80条3項で答弁書の記載事項として定めているものでございますが、非訟事件におきましては、そもそも相手方がいるとは限りませんので、非訟事件一般について答弁書の記載事項に関する規定を設けるのは適当ではございませんし、また利害関係参加人として非訟事件の手続に關与するものにつきましても、電話番号等を記載した書面の提出を一般的に求めるべきであると考えられました。そこで、本規則において、当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項として定めたものでございます。

続きまして、「3 裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出」につきましても、民事訴訟規則3条と同趣旨の規定を設けるものでございます。

4 ページに参りまして、「4 裁判所に提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供等」でございますけれども、この(1)につきましては、同様の規定が民事訴訟規則3条の2にございます。

他方、(2)につきましては、このような規定は、民事訴訟規則にはございませんで、会社非訟事件等手続規則5条2項を参考にして設けたものでございます。非訟事件にはさまざまな事件類型がございますので、規則において、書面の送付に関する規律が定められていない場合であっても、個別の事案に応じて、裁判所が必要と判断した場合には、書面の送付が広く行われるものと考えられます。例えば、この非訟事件手続規則では、参加や申立ての変更があった場合には、後にご説明申し上げますように、事件の当事者らへの通知を求めるのみでございますが、個別の事案に応じて、参加申出書や変更申立書を送付する方法によって、通知を行うといったことが考えられますし、また、第3編に規定されているものでございますが、92条2項(共有物分割の証書の保存者の指定)、93条2項(動産質権の実行の許可)の条文などのように利害関係人の陳述を聴取することが求められている場合がございます。その場合に、その者に申立書の写しを送付した上で、陳述を聴取するといったことも想定されますので、このような局面において、裁判所が、必要に応じて送付のための書面の写しの提出を求めることができるようにするものでございます。

なお、非訟事件手続法の規定の中には、抗告状の写しのように、一律に当事者らへの書面の送付を規定しているものもございますが、これにつきましては、後ほどご説明申し上げますように、送付に必要な写しの提出を一律に求める規律を別途定めることとしております。

「5 催告及び通知」、5ページの「6 書類の記載の仕方」につきましては、それぞれ民事訴訟規則4条、5条と同様の規定を設けるものでございます。

以上でございます。

【伊藤委員長】ただいま説明がございました「第1 総則」の部分につきまして、特に民事訴訟規則などとの関係に留意した説明がございましたが、ご質問、ご意見があればお願いいたしますと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

ご質問でも結構だと思いますが、ございませんでしょうか。

(意見なし)

【伊藤委員長】それでは、特段のご質問、ご意見がございませんようですので、引き続きまして「第2 非訟事件に共通する手続」の1から6までの部分についての説明を岡崎幹事をお願いいたしますと存じます。

【岡崎幹事】それでは、ご説明いたします。

5ページの「第2 非訟事件に共通する手続」の「1 管轄」の「(1)移送における取扱い」につきましては、非訟事件を裁量的に移送する場合の意見聴取につきまして、民事訴訟規則8条と同様の規定を設けるものでございますが、利害関係参加人も意見聴取の対象とすることを明示しております。

「(2)法8条の最高裁判所規則で定める地の指定」でございますが、非訟事件手続法8条の規定による委任を受けまして、管轄が定まらない場合の管轄裁判所を指定するものでございます。

なお、現在は非訟事件手続法第2条第3項の地の指定に関する規則という独立の規則において同様の規律を定めておるところでございますが、非訟事件手続規則の制定に伴い、当該規則は廃止する予定でございます。

「(3)移送の申立ての方式」、 「(4)移送による記録の送付」につきましては、いずれも民事訴訟規則と同様に移送の申立ての方式または移送が確定した場合の記録の送付について定めるものでございます。

「2 裁判所職員の除斥、忌避及び回避」につきましては、いずれも民事訴訟規則10条から13条までと同様の規律を、専門委員に関しましては民事訴訟規則の34条の9と同様の規律を定めるものでございます。

「3 当事者能力及び手続行為能力」の「(1)法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出等」につきましては民事訴訟規則14条と、「(2)法定代理権等の証明」につきましては、民事訴訟規則15条前段と同趣旨の規定を設けるものでございます。

7ページに参りまして、「(3)法定代理権の消滅の通知の方式」は、民事訴訟規則17条前段が書面で届け出なければならないと規定しているのに対しまして、ここでは、通知は書面でしなければならないという規定にしております。これは、民事訴訟では、相手方への通知をもって代理権消滅の効力が発生し、それを裁判所に書面で届け出る旨の規律となっているわけでございますが、非訟事件につきましては相手方がいるとは限りませんので、非訟事件手続法は裁判所への通知をもって代理権消滅の効力が発生するといった規定になっており、このような違いによるものでございます。

「(4)法人の代表者等への準用」につきましては、民事訴訟規則18条と同趣旨の規定でございます。

「4 参加の申出の方式」につきましては、(1)で当事者参加の申出の際の資料の提出を

求めております。非訟事件におきましては、参加を申し出た者がその要件に該当しない場合には、裁判所が参加の申出を却下するというようになっておりますので、これを受けまして、参加要件を裏づける具体的な資料の提出を求めて、裁判所が、参加の要件の有無を迅速かつ的確に判断することができるようにする趣旨でございます。

(2)では、第三者の手續への参加がもともと存在した当事者等の手續行為に影響を及ぼし得ることにかんがみまして、当事者参加の申出があった場合の当事者及び利害関係参加人への通知を定めておりますが、裁判所が参加の申出を却下する場合には、もともとの当事者等への影響は何らございませんので、通知を不要としております。ここで、参加の申出書の送付を要しないものとし、通知で足りることとしておりますのは、非訟事件における簡易迅速性に配慮したものでございますが、この規律は個別の規則で修正されておりますので、資料の一覧表をご覧くださいいただければと思います。

この一覧表の上から3段目の左側に「参加の申出等の扱い」と書かれておりますが、その右側を見ていただくと、非訟事件一般では通知という規律にしてございますが、借地非訟事件、会社非訟事件では、いずれも参加申出書の送付を義務づけることにしております。

なお、民事調停事件、労働審判事件につきましては、そもそも非訟事件手続法上の参加の規定の適用がございませんので、規則でも特段規律を定めてはおりません。

もとの資料に戻っていただきまして、要綱(案)の7ページの4(3)でございますが、(1)、(2)の規律が、当事者参加のみではなく、利害関係参加にも適用されることを定めるものでございます。

「5 手續代理人の代理権の証明等」につきましては、民事訴訟規則23条と同様の規律を定めるものでございます。

「6 手續費用」の「(1)手續費用の負担」につきましては、非訟事件手続法が民事訴訟と同様に手續費用額の確定処分を裁判所書記官の権限とすることを受けまして、関連する民事訴訟規則の規定を準用するものでございます。

8ページの「(2)手續上の救助」でございますが、アにおきまして、手續上の救助の申立ては、書面でしなければならないものとするを定めております。民事訴訟規則では、訴訟上の救助の申立てについての方式は特に定められておりませんが、實際上、救助の申立ては専ら書面により行われているのが実務の状況でございますが、またそもそも救助の決定の重要性にかんがみますと、このような救助の申立てがあったことやその理由につきましては、書面で明確にしておくことが望ましいと考えられますので、かかる規律を設けるものでございます。

イにつきましては、民事訴訟規則30条と同様の規定でございます。

以上でございます。

【伊藤委員長】ただいまの説明がございました部分について、ご質問及びご意見があればお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

この点につきましても、特段ご質問等がございませんでしょうか。

【岡崎幹事】今のご説明で申し上げました点につきまして、準備会での議論を若干ご紹介したいと思います。

1つは、7ページの「4 参加の申出の方式」のところでございます。(2)のただし書として、裁判所が参加の申出を却下するときは、この限りでないものとするということで、却下するときには通知も要しないという定めを置こうとしているところでございます。この件につきまして、却下する場合であっても、通知ないし参加申出書の送付を行うべきではないかというようなご意見があったところでございます。この点につきましては、非訟事件におきまして裁判所がその他の当事者たちの意見を聴取するまでもなく、参加の申出等を却下すべきことが明確な場合がございます。例えば株主でなければ参加ができないといった事件類型におきまして、株主でない者が参加を申し出たような場合に、あえてそのような申出があったことをほかの当事者等に通知するまでもなく、裁判所が、直ちに却下して手続を迅速に進めることができるようにしておくというのが望ましいのではないかと考えたところでございます。もちろん、裁判所が、参加の許否の判断をするに際しまして、当事者の意見を聴取することが必要な場合もあろうかと思えます。そのような場合には、裁判所の判断に先立ちまして、当事者への通知や送付がなされることになるのではないかと考えているところでございます。

そのほか、8ページの6(2)の手続上の救助の申立てに関しまして、書面性をこのたび導入することにしております。民事訴訟におきまして、訴訟上の救助の申立てについて書面を要求していないことからすると、若干、違和感があるのではないかというご意見も準備会の中であったかと記憶してございます。この件に関しましては、実際上の手続の運用として、例外なく書面によって申立てがされているという実情がございます。また、自ら書面を作成することが困難な申立人もあろうかと思えますけれども、裁判所書記官が申立人から聴いた事情を救助の申立書に記載しまして、申立人本人が署名押印したものを受理するというようなことが、実際上は可能でございます。書面での申立てを要求することによって、手続上の救助の申立てが妨げられるものになるわけではないと考えております。この点は、非訟事件手続法43条において非訟事件の申立てそのものは書面であることを求めておりまして、申立書の作成が困難

な当事者に対しましては、非訟事件の本案の申立ても、裁判所書記官が必要な援助を行うということが予定されていることと同様のことと考えられます。

補足説明は以上でございます。

【伊藤委員長】ただいま岡崎幹事から、2点の補足的な説明がございました。参加の申出の通知に関する却下の場合の例外と、手続上の救助の申立てについての書面を要求することに関して、いずれも準備会での議論の紹介があった上で、なぜこのような案となったのかという点についての説明がございましたが、そのあたりにつきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと存じます。

(意見なし)

【伊藤委員長】そういたしましたら、ただいまの2点についての補足的な説明も含めましてご了解いただいたということによろしゅうございますか。特段のご質問、ご意見等があれば承りますが、いかがでしょう。

それでは、引き続きまして第2の7の部分についての説明を岡崎幹事からお願いしたいと存じます。

【岡崎幹事】8ページの「7 非訟事件の審理等」の「(1) 受命裁判官の指定及び裁判所の囑託の手続」につきましては、民事訴訟規則31条と同じ規定を設けるものでございます。「(2) 期日調書の形式的記載事項」, 「(3) 期日調書の実質的記載事項」につきましては、民事訴訟の口頭弁論に関する期日調書に準ずる規律を設けるものでございます。また、関連する民事訴訟規則の規定を、9ページの「(4) 非訟事件の手続の期日及びその調書に関する民事訴訟規則の準用」において準用とすることとしております。

「(5) 非訟事件の記録の正本等の様式」につきましても、民事訴訟規則33条に倣った規定でございます。

「(6) 専門委員の意見に関する取扱い」でございますが、専門委員に意見を求めた場合の通知と、専門委員が提出した意見を記載した書面の送付について定めるものでございます。非訟事件手続法33条は、専門委員の意見を聴くことができる場合として、第1に「的確かつ円滑な審理の実現のため」、第2に「和解を試みるため」といった2つを定めております。そのうち前者の場合について、意見を求めた事項が、「的確かつ円滑な審理の実現の上で重要な事項であるとき」に通知が必要となる旨を定めたものでございます。

10ページの「(7) 専門委員が関与する証拠調べ期日における裁判長の措置等」, 「(8) 専門委員の意見に関する当事者等の意見陳述の機会の付与」, 「(9) 専門委員に対する準備

の指示等」，「（１０）音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与」と専門委員に関する規定が続きます。（１０）は、いわゆる電話会議の場合の専門委員の関与でございます。さらに、１１ページの「（１１）専門委員の関与する手続に関する受命裁判官等の権限」がございます。以上の規定はいずれも民事訴訟規則の規定に倣った規律を定めるものとなっております。

１１ページの「（１２）受命裁判官等の期日指定」，「（１３）期日変更の制限」は、期日の指定，変更について、民事訴訟規則３５条，３７条と同様の規律を定めております。非訟事件の手続におきましては、期日の変更は職権で行われていることになっておりまして、当事者の申立権は認められないというような規律をしてしております。これを受けまして、（１３）におきましては、民事訴訟規則３７条では「許してはならない」という表現になっているわけですが、ここでは、「してはならない」という文言を用いることを考えているところでございます。

「（１４）裁判長等が定めた期間の伸縮」でございますが、民事訴訟規則３８条と同様の規律でございます。

「（１５）受継の申立ての方式等」でございますが、法令により手続を続行すべき者による受継の申立ての方式を定めるものでございます。非訟事件におきましては、当事者の死亡等がございまして、手続は中断しないものとされておりますが、当事者が関与する手続については、事実上することができなくなりますので、そのような状態を解消するために受継の申立てがございまして、民事訴訟規則５１条に倣って規律を定めるものでございます。

なお、受継がされた場合につきましては、参加の場合と同様、当事者及び利害関係参加人にその旨を通知することとしております。

１２ページの「（１６）当事者の死亡等の事由の届出」につきましては、当事者の死亡等の事由の届出について定めるものでございます。非訟事件手続法３７条は、非訟事件の申立人が、死亡、資格の喪失その他の事由によってその手続を続行することができない場合におきまして、法令により手続を続行する資格がある者がいないときは、当該非訟事件の申立てをすることができる者は、１か月以内にその手続を受け継ぐことができる旨定めていますので、この１か月の起算点を裁判所が把握することができるようにする趣旨の規定でございます。

なお、当事者が死亡した場合に、当事者自らが届出をすることは不可能でございますが、資格喪失等の場合には、当事者に届出を求める余地があるものと言えますので、そのような観点から届出をすべき者に当事者も含めているところでございます。

「（１７）送達」，「（１８）書類の送付」につきましては、原則として民事訴訟規則第１

編第5章第4節と同様の規定を置くものでございますが、(18)才は、書面の直送を受けた場合の受領書面の提出についての規定でございます。民事訴訟規則では、直送を受けた場合の一般規定としては、受領書面に関する規定がございません。しかし、直送を受けた場合の受領書面の提出は、民事訴訟のみならず借地非訟事件や会社非訟事件におきましても、慣行として確立しているところでございますし、このような受領書面の提出がなされるというのは、裁判所にとっても直送を行った当事者にとっても望ましいことでございますので、任意規定としての趣旨で新たに規律を設けるものでございます。

説明は以上でございます。

【伊藤委員長】ただいまの説明のあった部分につきまして、ご質問、ご意見をお願いしたいと存じます。

何点かにつきましては、準備会でも議論があったようですし、ただいまの岡崎幹事からの説明も、そういった点にも触れられているかと思しますので、ご質問、ご意見をどうぞ遠慮なくおっしゃっていただければと存じます。

どうぞ、秋山委員。

【秋山委員】今ご指摘がありました(18)才ですけれども、ご説明のとおり、民事訴訟規則には一般規定はないのですが、実務においては広く一般的に行われていて、実際、非常に便利な制度でもありまして、それを非訟事件規則において一般規定として導入されることは大変喜ばしいことではないかと思えます。そういう実務の運用をまたひとつ裏づけることにもなるのではないかと思ひまして、賛成したいと思います。

【伊藤委員長】ありがとうございました。ただいまの秋山委員からのご発言に関連して、何か他の委員、幹事の方からご発言はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。専門委員の関係ですとか、あるいは受継の申立ての関係とか、こういったあたりにつきましても、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

どうぞ、海渡委員。

【海渡委員】質問ですけれども、9ページの「(6) 専門委員の意見に関する取り扱い」のところですが、ここでは民事訴訟規則と若干表現が違っていると思うのですが。民事訴訟規則の場合は、説明を求めた事項が「訴訟関係を明瞭にする上で重要な事項」であるときに通知しなければならないとなっていて、一方ここでは「的確かつ円滑な審理の実現の上で重要な事項」となっているのですが、何か深い意味があるのでしょうか。また、このただし書きで、当事者が立ち会うことのできる非訟事件の手續の期日において専門委員に意見を求めた場合は、通知

しなくてもよいということになっているのですが、立ち会うことができるけれども、たまたま欠席していたという場合に通知しなくていいものでしょうか。この規定でも通知してもいいのかもしれないのですけれども、むしろ通知が奨励されたほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

【岡崎幹事】民事訴訟規則の規定に関しましては、34条の3に同趣旨の規定が置かれております。ご説明をするに当たっては、民事訴訟法の規律からご説明するのが便宜かと思しますので、民事訴訟法92条の2からご説明したいと思います。

民事訴訟法92条の2は、専門委員の関与に関する冒頭の規定になっているわけですが、専門委員が関与することができる場合として、1項、2項、3項の3つの局面が挙げられております。そのうちの1項で、争点整理の局面での関与が挙げられているわけですが、その文言を見ますと、「訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは」という要件になっております。

この民事訴訟法92条の2第1項を受けまして、民事訴訟規則34条の3では、「裁判長が期限内において専門委員に説明を求めた場合において、その説明を求めた事項が訴訟関係を明瞭にする上で重要な事項であるときは、裁判所書記官は、当事者双方に対し、当該事項を通知しなければならない。」という規定になっております。この点、今、海渡委員からご指摘をいただいたとおりでございます。この趣旨は、民事訴訟法92条の2の「訴訟関係を明瞭にし」という部分と、「訴訟手続の円滑な進行を図るため」という部分の2つの局面のうちの前者の部分、つまり訴訟関係を明瞭にするという場合にのみ、民事訴訟規則34条の3が働いてくるということでございます。裏返して申しますと、訴訟手続の円滑な進行を図るために必要がある場合、つまりこれは手続面での活用ということになりますけれども、このような場合には、民事訴訟規則34条の3に規定されているような当事者に対する通知の必要はないということが定められているわけでございます。

今回の非訟事件手続法について見てみますと、非訟事件手続法33条1項に関連の規定があるわけですが、読み上げてみますと、「裁判所は、的確かつ円滑な審理の実現のため、又は和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門的な知見に基づく意見を聴くために専門委員を非訟事件の手続に関与させることができる。」という条文になっているところでございます。そういたしますと、この33条1項で予定されている専門委員の関与の場面としては、1つが「的確かつ円滑な審理の実現のため」、もう一つが「和解を試みるに当たり」という、この2つが挙げられているところでございます。この後者の「和解

を試みるに当たり」というのは、民事訴訟法 9 2 条の 2 第 3 項に相当する規定でございまして、この民事訴訟法 9 2 条の 2 第 3 項との関係では、民事訴訟規則 3 4 条の 3 の当事者に対する通知の規定は働きませんので、この「和解を試みるに当たり」という場合には、要綱(案)の(6)のような通知の規定を設ける必要はないことになるわけでございます。他方で、「的確かつ円滑な審理の実現のため」というフレーズがあるわけですが、この点に関しましては、一見いたしますと、「的確」という文言が実体に関わる表現であり、「円滑」という文言が手続の進行に関わるような表現のようにも見受けられます。もしそのような見方ができるといたしますと、民事訴訟規則並びでいくとした場合には、「的確な審理の実現のため」については、規則を設ける必要があるということになりますが、「円滑な審理の実現のため」という部分は、民事訴訟法 9 2 条の 2 第 1 項の「訴訟手続の円滑な進行を図るため」という文言と類似の文言ということで、当事者への通知を要しないということも考えられたところでございます。この点は、第 2 回の準備会においても、委員、幹事の方々からご意見を頂戴したところでございまして、その後、事務局で再度検討してみたわけですが、この「的確かつ円滑な審理」という文言が、ある意味、1 フレーズの、1 つの固まりとして見ることはできないのではないか、すなわち的確の部分を実体、円滑の部分を手続というふうに截然と分けて考えるのは、この文言の作りからすると必ずしも好ましくないのではないかというふうに考えた次第でございます。

そういう意味で、今回のこの要綱(案)の 9 ページの(6)アのところで、「的確かつ円滑な審理の実現の上で」というふうな文言を採用してはおりますけれども、この内実とするところは、民事訴訟規則 3 4 条の 3 と同様の趣旨のものと考えているところでございます。仮に、進行面に関して、手続の円滑な進行を図るような場合に、専門委員の意見を聴取するというような局面では、「的確かつ円滑な審理の実現の上で」という文言が形式的に当たってしまうかもしれませんが、その後ろに「重要な事項であるときは」という文言をさらに加えている関係で、そのような場合を排斥できるのではないかというふうに考えているところでございます。海渡委員のご指摘の 1 点目は、そのようなことを考えた次第でございます。

それから、2 点目でございますが、9 ページの(6)アのただし書きのところで、裁判長が、当事者が立ち会うことのできる非訟事件の手続の期日において専門委員に意見を求めた場合は、この限りでない、つまり通知をしなくてよいという記述になっている点についてのご指摘をいただきました。この点も、基本的には民事訴訟規則 3 4 条の 3 との並びを意識したものでございます。同条では、裁判長が期日外において専門委員に説明を求めた場合の規定でございまして、期日で説明を求めた場合には、それを当事者に改めて通知するということは、論理的に考

えにくいということになるわけでございます。ところが、非訟事件の場合は、期日に必ずしも当事者が呼び出されるとは限らないということがございまして、かなり非定形な期日の運用になるかと思えます。その観点から、期日で裁判長が専門委員に意見を求めた場合であっても、呼び出されていない当事者にとってはあずかり知らないことになるものですから、この点に関しては通知する旨の規定を置く必要があったわけでございます。しかしながら、期日に呼び出されている場合に、その当事者がたまたま欠席をしたという場合には、これは何がしかの連絡を受ける機会があったということになるわけですから、その場合には、除外するというのを考えた次第でございます。

以上でございます。

【伊藤委員長】海渡委員、ただいまの説明に対していかがでございましょうか。

【海渡委員】よく分かりました。ありがとうございました。

【伊藤委員長】他の委員の方で、ただいまの海渡委員のご発言に関連して、何かご質問等がございますでしょうか。

(意見なし)

【伊藤委員長】よろしゅうございますか。そういたしましたら、引き続きまして要綱(案)の「第3 第一審裁判所における非訟事件の手続」の部分についての説明を岡崎幹事からお願いしたいと存じます。

【岡崎幹事】要綱(案)の13ページをご覧くださいと思います。

「第3 第一審裁判所における非訟事件の手続」の「1 非訟事件の申立て」の「(1) 非訟事件の申立書の記載事項等」でございますが、アでは、申立てを理由づける事実の具体的な記載を求めるとともに、申立てを理由づける事実以外の事実についての主張を記載する場合には、できる限り申立てを理由づける事実についての主張と区別して記載することを求めています。民事訴訟規則53条では、重要な間接事実の記載を求めています。非訟事件全体から見ますと、間接事実まで記載するのが適切な事件類型というのは、それほど一般的ではないと考えられましたので、間接事実の記載までは求めておりません。

イでは、証拠書類の写しの添付を求めています。ここで言う証拠書類は、証拠調べの対象としての書証に限定されるものではなく、事実の調査の資料をも含むものでございまして、書証よりも広い概念の用語として用いております。

ウでは、会社非訟事件等手続規則4条を参考といたしまして、裁判所が、申立人に対して、非訟事件の手続の円滑な進行を図るために、必要な資料の提出を求めることができるものとし

ております。

「(2) 非訟事件の申立書の補正の促し」, 「(3) 非訟事件の申立書の却下の命令に対する即時抗告」につきましては, 民事訴訟規則 56 条, 57 条と同様の規定を設けるものでございます。

「(4) 参考事項の聴取」は, 最初にすべき口頭弁論の期日前に参考事項の聴取ができるという民事訴訟規則 61 条に倣った規律でございますが, 非訟事件におきましては, 期日が開かれるとは限りませんので, 非訟事件の申立てがあったときに, 参考事項の聴取をすることができるという規定ぶりとしております。

14 ページの「(5) 申立ての変更の通知」でございますが, 申立ての変更があった場合には, 原則として当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない旨を定めるものでございます。この点につきましても, 先ほどの参加におけるのと同様, 個別の事件規則で規律を修正しておりますので, 一覧表をご覧くださいと思います。

この表の上から 2 段目の欄が申立ての変更の扱いを記載したものでございます。非訟事件一般につきましては, 原則のところは通知と書かれておりますが, 借地非訟事件につきましては変更申立書の直送, 会社非訟事件につきましては変更申立書の送付といった規定を新たに設けております。また, 労働審判事件につきましては, 従前より変更申立書を直送する旨の規定がございまして, これを維持することとしております。

要綱(案)のほうに戻っていただきまして, 14 ページの「2 非訟事件の手續の期日」の「(1) 音声の送受信による通話の方法による手續」では, 非訟事件において電話会議が使用可能になったことを受けまして, 民事訴訟規則 88 条 2 項及び 3 項と同様の手續を定めたものでございます。

「(2) 手續代理人の陳述禁止等の通知」でございますが, 民事訴訟規則 65 条と同様の規律を設けるものでございます。

「3 事実の調査及び証拠調べ」の「(1) 事実の調査の要旨の記録化」でございますが, 裁判所が事実の調査を行った場合には, その要旨を非訟事件の記録上明らかにすることとしたものでございまして, これによりまして, 記録の閲覧を行った当事者が, 裁判所の行った事実の調査の内容を把握して, さらなる立証の要否等について判断ができるようにしております。

「(2) 証拠調べ」につきましては, 非訟事件手続法で民事訴訟法の証拠調べに関する規定を包括的に準用しているのを受けまして, 性質上, 不適当なものを除き, 民事訴訟規則の規定を包括的に準用することとしております。

なお、イにつきましては、当事者本人の勾引について非訟事件手続法が規定していることを受けまして、その手続に関する民事訴訟規則の規定と同様の規律を設けるものでございます。

15ページの「4 裁判」の「(1) 終局決定の確定証明書等」でございますが、民事訴訟規則48条と同様に、終局決定の確定証明書等の規律を定めたものでございます。

「(2) 決定及び命令の方式等」におきましては、民事訴訟規則50条と同様の規律を設けるものでございまして、イのところで、合議体の構成員である裁判官に支障があるときの取り扱いについても、判決の場合に倣った規定を設けたものでございます。

「(3) 脱漏した手続費用の負担の裁判を求める申立ての方式」でございますが、民事訴訟規則161条と同様の規定でございます。

「5 裁判によらない非訟事件の終了」の「(1) 申立ての取下げがあった場合の取扱い等」でございますが、アでは、非訟事件の申立ての取下げには、相手方の同意を要しないことを踏まえまして、民事訴訟規則162条2項の規定に倣って、取下げがあった旨の通知について定めているところでございます。

イにつきましては、非訟事件手続法63条後段が、終局決定があった後に非訟事件の申立ての取下げをしようとする者は、裁判所の許可が必要であるとしていることを受けまして、そのような場合に取下げをする者については、取下げの理由を明らかにすることを求めております。また、終局決定後の申立ての取下げを裁判所が許可した場合には、当事者及び利害関係参加人のほか、その他の裁判を受ける者に対しても、その旨の通知をすることを定めております。

ウでは、非訟事件手続法64条が、申立人不出頭等の場合の申立ての取下げ擬制について定めていることを受けまして、その場合の通知について定めたものでございます。

「(2) 和解」につきましては、非訟事件における和解の制度が新設されたことを受けまして、関連する民事訴訟規則の規定を準用するものでございます。

説明は以上でございます。

【伊藤委員長】ただいま岡崎幹事から説明があった部分のうちの、例えば、13ページの「(1) 非訟事件の申立書の記載事項等」のところでございますが、これに対しては、準備会におきましても、理論的立場からの議論があったように記憶しておりますし、事実の調査の要旨の記録化に対しましては、手続保障という点からの重要性などが指摘されたように記憶しております。ただいま私が申しました点も含めまして、説明部分に対して、どの点でも結構でございますので、ご質問、ご意見をお願いしたいと存じます。

どうぞ、青山委員。

【青山委員】青山です。

冒頭にご説明があった非訟事件の申立書の記載事項の点です。13ページの(1)アでございますけれども、これは、前段と後段に分かれまして、前段で「非訟事件の申立書には、申立ての趣旨及び申立ての原因を記載するほか、申立てを理由づける事実は具体的に記載しなければならない」とし、後段で「その申立てを理由づける事実以外の事実についての主張を記載する場合には、できる限り区別して記載しなければならない」という2つの文章になっていると思いますが、これを原案のように1つの文章にしてしまいますと、卒然と読むと分かりにくい印象を持ちます。というのは、4行目の「主張を記載する場合には」という、この場合がどこまで文章が切れるのかが分かりにくいと思います。その限定をするために、わざわざ途中に「非訟事件の申立書に」という文言を入れたのだらうと思いますけれども、そうすると、前段の最初の「非訟事件の申立書には」と途中の「非訟事件の申立書に」と、同じ文言が2回使われることとなります。一般の人にとっての分かりやすさという点では、真ん中で切っていただいて、つまり「申立てを理由づける事実を具体的に記載しなければならない。」というふうにした上で、後段として、新しく文章をつくり上げたほうがいいのではないのでしょうか。あるいは、場合によっては、民事訴訟規則52条の1項、2項のように書き分けて、後段を2項にするという方法もあるのではないかとも思います。内容についてではなくて、読みやすさという点で気がついたところを申し上げました。

以上でございます。

【伊藤委員長】いかがでしょうか。

【岡崎幹事】貴重なご意見、ありがとうございました。今のご指摘の点は、この条文をつくるときにも、何がいいのかというのはいろいろと悩んだ末に、今のような案文に一応したものはございますが、青山委員からご指摘をいただきまして、再度、事務局で検討してみたいと思っております。ありがとうございました。

【伊藤委員長】青山委員、そういうことでよろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、山本幹事、お願いします。

【山本幹事】山本でございます。

今のところなのですが、今のところ、申立てを理由づける事実についての証拠書類があるときは、その写しを添付しなければならないという記述ですけれども、アを見ると、青山委員

のご指摘のとおりですが、加えて、申立ての原因という概念と申立てを理由づける事実という概念が、必ずしも包括的な関係にない独立の概念として提起されているように見えるわけですが、イを卒然と読むと、申立ての原因について証拠書類があるときは、必ずしも添付をしなくてもよいようにも規律としては見受けられるわけですが、恐らく趣旨としてはそうではないのではないかと推察するのですけれども、このような規律になっている理由についてご説明をいただければと思います。

【伊藤委員長】岡崎幹事、お願いします。

【岡崎幹事】申立ての原因という言葉は、括弧内で定義を置いておりますように、「申立てを特定するのに必要な事実をいう」ということでございます。それから、申立てを理由づける事実については、申立てを理由あらしめるような事実関係ということで、申立ての原因を、申立てを理由づける事実がすべて包含していると私どもでは考えております。つまり、申立ての原因のほうが集合体としては小さな集合で、申立てを理由づける事実というのは大きな集合ということで、申立てを理由づける事実についてのみ証拠書類に記載しておけば、その中に申立ての原因に関する証拠書類がすべて包含しているというような考え方をしていた次第でございます。

【伊藤委員長】どうぞ、山本幹事。

【山本幹事】ご趣旨は了解しました。ただ、アの文言が、申立ての理由を記載するほかということになっているので、文言上、必ずしもこの申立てを理由づける事実、申立ての原因を含むということとは、少し違っているのかなという感じが法文上はいたしますけれども、ただ、今の点のご説明をここでいただいて理解できるかなと思いました。

【伊藤委員長】そうしますと、ここに記載されている文言の趣旨自体は、先ほど岡崎幹事から説明があったとおりですが、それを検討するか、それともその趣旨を明確に伝えるように、しるべく説明を加えるかということになるかと思いますが、その点はよろしゅうございますか。

【山本幹事】はい。

【伊藤委員長】どうもありがとうございました。

どうぞ、原委員。

【原委員】原でございますが、今の点に関して、山本幹事が言われたように、申立ての原因と申立てを理由づける事実の両者の概念が法文上はっきりしていないと私も思います。参考までに、午後、ご審議になります家事事件手続規則の方で同じような規定がございまして、そこでは、1項で「家事審判の申立書には、申立ての趣旨及び申立ての理由（申立てを特定するのに

必要な事実をいう。)を記載するほか、事件の実情を記載しなければならないものとする。」とした上で、2項で「申立ての理由及び事件の実情についての証拠書類があるときは、その写しを家事審判の申立書に添付しなければならないものとする。」と、こういう規定ぶりになっておりますので、家事事件手続規則との関係も考えて、具体的な文言を考えていただければと思います。

【伊藤委員長】今の点は、何か説明はございますか。

【岡崎幹事】確かに、若干分かりにくいというご指摘は、そのとおりかと思えますけれども、民事に関しましては、参照いたしました民事訴訟規則53条が、「請求の原因」という言葉を使っておりまして、その中で定義規定として「請求を特定するのに必要な事実をいう」というような規定ぶりになっております。53条1項の文言をちょっと読み上げさせていただきますと、「訴状には、請求の趣旨及び請求の原因(請求を特定するのに必要な事実をいう。)を記載するほか、請求を理由づける事実を具体的に記載し」云々というふうな文言になっておりまして、既に民事訴訟規則の中でこのような用例があり、これについて特段問題になっているわけではないと言えるかと思っているところでございます。これを参照して、申立ての原因と申立てを理由づける事実というような文言を採用したわけでございますが、なお、今の原委員のご指摘を踏まえ、事務局で再検討をしてみたいとは思っております。

【伊藤委員長】いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

この点、いろいろな場面で議論の対象になる事項でございまして、それぞれの規則の間に、矛盾や食違いが無いよう表現するというのは難しいところだとは思いますが、ただいまのご指摘を踏まえて、なお検討していただきたいと思っております。場合によっては、何らかの説明を加えるということにさせていただければと思っておりますが、その点、よろしゅうございましょうか。

では、他の点はいかがでしょう。

そういたしましたら、現在まで第3までの部分についてのご審議を終えていただいたことにして、ここで20分ほど休憩を取りたいと存じます。20分後に再開いたします。

(休憩)

【伊藤委員長】それでは、再開いたします。

引き続きまして、「第4 不服申立て」、「第5 再審」、「第6 雑則」の部分につきまして、岡崎幹事からの説明をお願いいたします。

【岡崎幹事】要綱(案)の16ページの「第4 不服申立て」の「1 終局決定に対する不服

申し立て」の「(1)即時抗告」のところから入りたいと思います。

「ア 抗告状の写しの添付」につきましては、非訟事件手続法69条1項が抗告状の写しの送付について規定したことを受けまして、送付に必要な写しについてはあらかじめ抗告状に添付することを求めるものでございます。

「イ 原決定の取消事由等を記載した書面」、これはいわゆる抗告理由書のことを意味しますが、提出されました抗告理由書につきましては、17ページの「オ 原決定の取消事由等を記載した書面の写しの送付」の規定がございます。ここで、原審における当事者及び利害関係参加人に原則として写しを送付することとしております。非訟事件手続法では、抗告状の写しの送付のみを規定しておりますが、抗告状には抗告の実質的な理由が記載されていないことも多いものでございますので、抗告理由書も送付の対象に加えることによりまして、抗告人以外の当事者等に反論の機会を適切に保障する趣旨から規定したものでございます。

そのほかにも、非訟事件手続法が即時抗告につきまして個別の規定を置くこととしたことを受けまして、民事訴訟規則の抗告に関する規律を参考にしまして、「ウ 即時抗告の提起による事件送付」、「エ 原裁判所の意見」、「カ 執行停止の申立ての方式」、「キ 抗告権の放棄」、「ク 抗告の取下げ」、「ケ 第一審の手続の規定の準用」、「コ 原審の決定書の引用」及び「サ 第一審裁判所への記録の送付」についての各規定を設けております。

なお、現行非訟事件手続法25条は、抗告には、特別の定めがあるものを除き、民事訴訟に関する法令の規定中、抗告に関する規定を準用すると規定しておりますので、これらは現行の規律を維持するものでもあります。

次に、18ページの「シ 再抗告の提起の場合における費用の予納」とこれ以降の規定に関しましては、専ら再抗告について適用される規律を定めているところでございます。

「ス 再抗告の抗告提起通知書の送達及び送付」、「セ 再抗告の抗告理由書の提出期間」、「ソ 再抗告の理由を記載した書面の写しの添付」、19ページの「タ 再抗告の提起による事件送付等」及び「チ 再抗告の抗告理由書の写しの送付」について規定を置くほか、ツにおいて、そのほかにも関連する民事訴訟規則の規定を再抗告及びその抗告審に関する手続に準用するというような規定を置くことにしております。

なお、18ページに戻っていただきまして、「ス 再抗告の抗告提起通知書の送達及び送付」では、非訟事件手続法が、非訟事件における各種書面について、送達ではなく送付で足りるものとしている趣旨に照らし、抗告人以外の原審における当事者及び利害関係参加人との関係では、これを送付で足りるものとしています。他方、抗告人との関係におきましては、当該通知

書の原告人への到達が抗告理由書の提出期間の起算点とされるため、その到達時期を明確にする必要があることから、民事訴訟規則の規律と同様、送達すべきものとしております。

これに対しまして、19ページの「チ 再抗告の抗告理由書の写しの送付」でございますが、到達時期を確定するといった必要性は特段ございませんので、送達すべきものとされていた民事訴訟規則の規律を変更して、送付で足りるものとしております。

20ページの「(2) 特別抗告」、 「(3) 許可抗告」につきましては、一部を除いて、即時抗告の規律を準用するとともに、関連する民事訴訟規則の規定を準用することとしております。

「2 終局決定以外の裁判に対する不服申立て」につきましては、終局決定に対する不服申立てとは異なる規律として、まず「(1) 抗告状の記載事項」を定めておりまして、人事訴訟規則26条に倣いまして、抗告状への抗告理由の具体的な記載を求めております。終局決定以外の裁判、例えば忌避や記録の閲覧の許可等の付随的な裁判に対する不服申立てによって、非訟事件の本案自体の手續が遅延することを防止しようとする趣旨でございます。

21ページの2(2)でございますが、タイトルに誤りがございまして、「規定に係る」という部分を「提起に係る」と訂正をさせていただければと思います。申し訳ございません。この「(2) 即時抗告の提起に係る記録の送付」は、付随的な裁判に対する不服申立てがあった場合の記録の送付について定めるものでございます。民事執行規則や人事訴訟規則の規定に倣ったものでございまして、アでは、原裁判所が、非訟事件の記録の送付の必要がないと認めたときは、抗告事件の記録のみを抗告裁判所に送付すれば足りるものとしておりまして、ウでは、さらに一步進みまして、非訟事件手續法32条9項の規定による即時抗告、これは、当事者から記録の閲覧等の許可の申立ての却下に対する即時抗告を原裁判所が簡易却下したことに対し、さらに即時抗告があったという場合でございますが、このような場合には、抗告事件のみの記録を裁判所に送付することを定めたものでございます。

「(3) 終局決定に対する不服申立ての規定の準用」は、終局決定以外の裁判に対する不服申立てにつきまして、終局決定の規定を準用する規律を設けておるところでございます。

続きまして、「第5 再審」でございますが、「1 再審の手續」において、各審級における手續に関する規定を準用するものとしておりまして、「2 執行停止の申立ての方式」では、民事訴訟規則に倣って執行停止の申立ての方式を定めております。

最後に、22ページの「第6 雑則」でございますが、非訟事件手續法の規定を準用する事件のうち、非訟事件の手續に関する必要な事項は、最高裁判所規則で定める旨の非訟事件手續

法2条をも個別に準用しているものにつきましては、その性質に反しない限り、非訟事件手続規則の規定を準用するものでございます。この規律により非訟事件手続規則の規定が準用される事件といたしましては、例えば不動産登記法108条の仮登記を命ずる処分の申立ての却下決定に対する即時抗告といったものがございます。

説明は以上です。

【伊藤委員長】それでは、ただいま説明がございました部分のいずれでも結構でございますので、ご質問、ご意見があれば承りたいと存じます。

どうぞ、山本幹事。

【山本幹事】山本です。

ご質問ですけれども、17ページの「ク 抗告の取下げ」(イ)で、通知の対象は、取下げの相手方である原審における当事者及び利害関係参加人ということになっております。先ほどご説明をいただいた終局決定後の申立ての取下げについては、16ページの5(1)イのところで、裁判所の取下げの許可があったときについては、当事者、利害関係参加人のほか、その他の裁判を受ける者にも通知するという規律になっておりまして、抗告の取下げの場合には、その他の裁判を受ける者への通知は必要になっていないというところの趣旨をご説明いただければと思います。

【伊藤委員長】岡崎幹事、お願いします。

【岡崎幹事】今、山本幹事からご指摘をいただいた部分につきましては、終局決定がされた後に申立ての取下げがされ、それを裁判所が許可した場合には、その旨を裁判所書記官が、当事者、利害関係参加人のほかその他の裁判を受ける者にも通知しなければならないというような規定にしているところでございます。この趣旨は、終局決定がされますと、終局決定は、非訟事件手続法56条1項で、当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の裁判を受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならないという条文になっておりまして、終局決定はその他の裁判を受ける者にも告知されておりますので、その後に申立ての取下げがあり、それを裁判所が許可した場合に、その事件がどの様になっているのかということについて、裁判を受ける者にも通知する必要があるのではないかと考えられることから、その他の裁判を受ける者に通知しなければならないという規定にしたものでございます。

それに対しまして、要綱(案)の17ページの「ク 抗告の取下げ」に関しましては、(イ)のところで、終局決定に対する即時抗告の取下げがあったときは、裁判所書記官は、その旨を原審における当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとするということにし

ておりまして、特に裁判を受ける者への通知は定めておりません。このようにいたしましたのは、抗告があったことについて、裁判を受ける者に対して、何がしかの通知等がされているかという点を検討してみますと、非訟事件手続法69条に、抗告状の写しの送付の規定がございます。これを見ますと、「終局決定に対する即時抗告があったときは、抗告裁判所は、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に対し、抗告状の写しを送付しなければならない。」という規定が設けられておりまして、抗告があったことは、原審における当事者及び利害関係参加人には抗告状の写しの送付という形で伝わることになります。しかしながら、裁判を受ける者に対して、抗告状の写しを送付するということにはなっておりませんので、この規定を前提としますと、抗告の取下げの場合にその旨を裁判を受ける者にも通知しなければならないとするかどうかは、一つの考えどころではないかと思えます。

この点、事務当局といたしましては、特に抗告状の写しの送付の対象にもなっていない裁判を受ける者に対しては、その裁判を受ける者が参加をしてきている場合には、もちろん通知されることになるわけですけれども、そうでない場合には、これらの通知を要しないという規定でいいのではないかと考えた次第でございます。

以上です。

【伊藤委員長】山本幹事、いかがでしょうか。

【山本幹事】ご説明はよく分かりました。要するに、この裁判を受ける者は、手続がどうなっているかということについては、本来、関心を持っていて、終局決定の告知後は、それを知る利益はあるのだけれども、そもそも法律の方で、即時抗告について、それがあつたとしても通知されないの、即時抗告があつたことを知らないのに、その即時抗告がなくなったということを知らせる必要もないと、そういうご趣旨だというふうに理解しました。それはそれで合理的だと思いました。

【伊藤委員長】よろしいですか。

ほかに、どの点でも、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

そういたしましたら、非訟事件手続規則の要綱（案）全体を通じて、何かご意見等がございましたらお願いいたします。

もしご発言の方がございませんようでしたら、要綱（案）についての審議は一通り終了いたしました。

なお、今回の諮問事項には含まれておりませんが、非訟事件手続法等の施行に伴う関

連規則の整備等を予定されているとのことでございますので、その内容についての説明を岡崎幹事からお願いいたします。

【岡崎幹事】今般の非訟事件手続法や非訟事件手続規則等の制定を受けまして、数多くの最高裁判所規則について整備の必要が生じましたが、その概要につきましては、「関連規則の整備等の概要について（非訟事件関係部分）」（参考資料２）というペーパーに記載してございます。こちらをご覧くださいいただければと思います。

こちらに記載してございますとおり、多くの整備は、当該規則に設けられている規律と同様のものが、非訟事件手続法や各個別法または非訟事件手続規則で規定されるに至ったために、その重複部分を削除するといった形式的・技術的な整備を行うというものでございます。

以下、具体的にご説明いたしますと、まず「１ 裁判官の分限事件手続規則」でございますが、もともと非訟事件手続法の規定を準用する手続でございましたが、その性質に反しない限り、非訟事件手続規則をも準用の対象とするものでございます。

「２ 非訟事件手続法第２条第３項の地の指定に関する規則」は、先ほどご説明しましたとおり、非訟事件手続規則において同様の規律が定められましたので、規則自体を廃止するものでございます。

「３ 漁業法第１３条第２項の規定による裁判所の許可等の手続に関する規則」につきましては、技術的な整備をするものでございます。

「４ 民事調停規則」につきましては、非訟事件手続規則の規定を包括的に準用した上で、技術的な整備をするとともに、裁量移送または自庁処理の裁判をするときの当事者の意見聴取に関する規律、民事調停委員や民事調停官の除斥、回避等に関する規律、調停事件の手続の期日の調書の形式的記載事項、実質的記載事項に関する規律、調停の申立ての取下げがあったときの通知に関する規律を定めるものでございます。

「５ 借地非訟事件手続規則」でございますが、借地借家法が、同法４１条の借地非訟事件につきましては、従前、非訟事件手続法を準用していたものを、非訟事件手続法が適用される事件であるとの整理に改めるとともに、条文の位置も非訟事件手続法に倣って改めましたので、それを受けて、規則全体の条文構成も改めることにいたしました。また、技術的な整備のほか、先ほど一覧表でご説明いたしましたとおり、参加や申立ての変更の場合における書面の送付の規律を定めるとともに、借地借家法上のいわゆる強制参加に関する規律、裁判所書記官に命じて行わせる事実の調査についての規律、借地権設定者が介入権の申立てをしない旨を明らかにしたときについての規律、申立ての取下げがあったときの通知に関する規律等を定めるもので

ございます。

「6 鑑定委員規則」でございますが、技術的な整備のほか、選任の不適合事由の列挙方法等について修正を加えたものでございます。

「7 民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する規則」及び「8 民事訴訟費用等に関する規則」につきましては、いずれも非訟事件手続規則の規定を包括的に準用するとともに、技術的な整備をするものでございます。

「9 民事調停委員及び家事調停委員規則」につきましては、欠格事由に関する修正を行うとともに、地方裁判所または高等裁判所における調停事件の処理のため、特に必要があるときは、その管轄区域内の簡易裁判所の民事調停委員に職務を行わせることができるようにするものでございます。

「10 特定調停手続規則」につきましては、技術的な整備をするものです。

「11 専門委員規則」につきましては、技術的な整備のほか、欠格事由に関する修正を行うものでございます。

「12 労働審判規則」につきましては、非訟事件手続規則の規定を包括的に準用するとともに、技術的な整備をするものでございます。

「14 会社非訟事件等手続規則」につきましては、技術的な整備のほか、会社法が、法870条2項各号の裁判について、特例的な規律を設けたことを受けまして、申立書の写しや抗告状の写しの提出に関する規律、参加の申出及び参加の許可の申立書の送付の規律、変更申立書の送付の規律、申立ての取下げがあった場合の通知の規律を定めるものでございます。

「14 一般社団法人等非訟事件手続規則」につきましては、技術的な整備をするものでございます。

説明は以上でございます。

【伊藤委員長】関連規則の整備等は、大変多岐にわたっておりますけれども、いずれの点についてでも結構でございますので、ご質問、ご意見があれば、この場で承りたいと存じます。

どうぞ、竹下委員。

【竹下委員】非訟事件手続規則が新しくつくられるということで、それ自体は結構なことだと思います。関係の皆さんはご苦労であったと思います。ただ、私は、かねて、理論的に考えると、非訟事件手続に関する総則というものが成り立つのか疑問しいと考えていました。非訟事件という中には、いろいろな性質の違う手続であるわけで、共通の部分というのは、極端に言えば、訴訟手続と同じでなくともよいということに尽きるのではないかとさえ思われます。そこで、

非訟事件に関係する規則といっても、その対象となっている手続の中には、かなり性格の違うものが入っていると思うのですね。例えば、裁判官の分限手続を規律するルールと会社非訟手続を規律するルールが同じだというようなことはちょっと考えにくく、性質としてはずいぶん違うものではないかという気がするのですね。

それから、労働審判も、確かに訴訟ではなく、審判であるという点では、非訟と言えるかと思うのですけれども、明らかに私法上の既存の権利を主張して、それを決定手続で判断するという構造をもつ点から言えば、ほかの非訟事件とはやはり性質が違うのではないかと思われるます。

ただ、政策論としては、明治以来、非訟事件手続法というものがあつて、いま直ちにこれを廃止して、これまで非訟事件手続法の総則が準用されてきた手続を、すべて個別の法律で規定するというのも実際には困難ですから、今回、非訟事件手続法の全面的改正が行われたわけで、そうするとそれに対応した非訟事件手続規則を定めるということには、はじめに申しましたとおり異存はありません。

ただ、非訟事件手続法あるいは非訟事件手続規則ができたことに伴う整備として、これまでそれぞれ独立の意味を持って存在していた個別規則の個々の規定を削除するときには、手続の利用者である国民の理解しやすさということに配慮して慎重にしていきたいと思いますと思うのです。法律家の目から見て、これは非訟事件手続法あるいは規則に同旨の規定があるからといって、削除してしまうと、国民にとっては非常にわかりにくいものになってしまうのではないかという気がするわけです。全てチェックしたわけではないですけど、頂いた資料でみると、例えば、民事調停規則では、4条を削除することになっています。4条を削除すると、どうなるかということを見たのですが、4条は移送の決定に対しては、不服のある当事者は即時抗告をすることができるという規定ですけども、これを削除すると、非訟事件手続法10条、これは「移送等に関する規定の民事訴訟法の準用等」という見出しの規定でして、民事訴訟法の複数の規定を非訟事件に準用すると定めており、その一つに民事訴訟法21条というのがあつて、そこで移送の裁判に対して即時抗告ができると定められているので、民事調停で移送の決定がなされた場合にも、不服のある当事者は即時抗告ができるということが、ここで読めるということになるのですね。

調停は一般の人たちがよく使う手続であるわけですが、実際に調停で移送の決定がなされることがそれほど多いとは思いませんけれども、当事者は、移送の決定に対して不服申立てができるのかと考えたときに、非訟事件手続法10条を見つけて、それからそこに引かれている幾

つかの規定の中から、民事訴訟法 21 条を探していけば、これで即時抗告ができるのだということがやっと分かるというのですね。我々でもそんな辿り方をしないで、民事訴訟法の方に、移送の決定に対する不服申立ての規定があると、まずそちらを見て、それが準用されているかどうかというので判断していくという、恐らく思考方法としてはそういう経路を辿るのだと思います。一般の国民にはとてもそんなことは分からないのでないかという気がするのです。民事調停規則 4 条をそのままにしておく方が、当事者にとって親切であることは、誰の目にも明らかだと思います。確かに法制実務的に言うと、一般法に規定があれば、それと同じ内容を特別法で規定するのはおかしいということになるのであろうと思います。しかし、法律や規則を利用する当事者の立場というものを考えて、多少従来の法制実務には反するかもしれないですけども、従来から規則に置かれていた規定をそのまま残した方が分かりやすいというか、それを削除してしまったら、主権者たる国民にとって、自分に権利があるのかどうか分からなくなるというような規定については、そのまま残すという配慮もしていただければと思うわけです。

それから似たようなことですが、労働審判規則でも幾つか削るものがありますが、例えば、9 条 1 項 4 号は、代理人の住所の郵便番号、電話番号を申立書に記載せよという規定ですけれども、この項のうち 1, 2, 3 号を残しておいて、4 号を削り、同号は、非訟事件手続規則の方で手当てをするというのは、やはり少し当事者に対する関係では、不親切ではないかという気がするのです。そういうことについても、整備をするときに配慮していただくと有り難いと思うわけです。非訟事件手続法や非訟事件手続規則に規定を置いたからといって、民事調停規則等の個別の規則中の対象条文を全て機械的に削ってしまうということではなく、やはり利用者の立場も考えて整備をしていただければ有り難いと思います。法制上の関係でなかなか難しい問題があると思いますけれど、ご配慮いただければ有り難いと思います。

【伊藤委員長】ただいまの竹下委員からのご指摘に対して、何か説明やお考えはございますか。

【岡崎幹事】ありがとうございました。私どもも、今回の整備規則を立案するに当たりまして、今の竹下委員のご指摘のような視点も持ちながら進めてきたところではございますが、なお至らない点があるかとは思っております。

例えば、会社非訟事件等手続規則では、できるだけ現行の規定は残そうということで、これは、法制的にいろいろと理屈をつけて、残すことについて理屈をつけられたものについては、できるだけ現行規則を維持するようなこともしている次第でございます。しかしながら、今ご指摘の民事調停規則あるいは労働審判規則に関しては、規定の重複がある部分を維持すること

につきまして、法制的な面での説明が、必ずしも私どもの中で思いつくところがなかったというところがございます。ある意味、苦渋の選択としてこのような整備の内容となってしまっているという部分もございます。問題意識としては、竹下委員のおっしゃっておられることは、私どもも誠に同感でございますけれども、残念ながらなかなかいい説明がつかなかったというところがございます。

【竹下委員】いろいろとご苦労しておられるのはよく分かります。ただ、先ほども申し上げたように、一方では、調停等の手続の利用を呼びかけ、国民に親しまれる裁判所というようなことも言われていると思うのですが、他方では、実際に当事者が裁判所へ来て、例えば、代理人を頼まないで、自分で調停手続を利用しようとする、民事調停法と民事調停規則を見ただけでは不十分で、他の法律や規則も見ないと調停手続を利用できないというのでは、やや矛盾があるのではないかと、国民から不信の念をもたれはしないかとの懸念を持ったわけです。ご検討いただければと有り難い次第です。

【岡崎幹事】ご指摘の点を踏まえ、再度、もう一步、知恵を絞って検討してみたいと思います。ありがとうございました。

【伊藤委員長】ご指摘いただきましてありがとうございました。やはり事件の特性ということも考慮しなければならないかと思しますので、ただいまのご指摘を踏まえて、事務局において、関連規則の整備に関しては、さらに検討してみたいということです。

他にいかがでしょうか。

どうぞ、秋山委員。

【秋山委員】一覧表について、質問してよろしいでしょうか。

その他の書面の扱いですが、非訟事件手続規則で、この一部の書面については、直送、送付の規定を置くということになっておりまして、（注3）を見ますと、書証あるいは証拠調べの手続に関する書面については、直送、送付ということになるわけですが、いわゆる主張書面については、直送、送付の規定がないということでございますが、借地非訟事件と労働審判事件については、一覧表にありますように、主張書面も含めて、規則で直送、送付の規定があります。一方、会社非訟事件について、そのような規定がないわけですが、会社非訟事件は、借地非訟事件や労働審判事件と同様、非常に争訟性の高いもので、当事者の主張を闘わせて、その上で裁判所が判断するということが非常に重要なことになるわけなのですけれども、そうしますと、会社非訟事件についてその規定がないというのは、かなり問題ではないかというふうに思うのですね。準備会でもいろいろ議論していただきましたけれども、結論的に難しいという

ご判断のようですけれども、一応、念のため、その理由について、ここでご説明いただけませんかでしょうか。

【伊藤委員長】岡崎幹事、お願いいたします。

【岡崎幹事】この点は、第2回の準備会で議論が行われたところでございますが、事務当局として考慮いたしましたのは、非訟事件手続法32条3項の、記録の閲覧の規定でございます。その規定を読み上げさせていただきますと、「裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあった場合においては、当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときを除き、これを許可しなければならない。」という条文になっております。これは、民事系の法律における記録の閲覧の規律としては、民事訴訟法などに見られますように、何人も閲覧ができるというような規定が多いわけですが、非訟事件手続法にしましては、閲覧等の例外といたしまして、「当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときを除き」というような条文のつくりになっているところでございます。

この非訟事件手続法32条3項によりますと、当事者であっても、記録の中で見られないものがあるということは前提にせざるを得ないということになります。にもかかわらず、書面一般について直送等の規定を設けるということになりまして、この32条3項の趣旨に、実質的に反することになるのではないかというご意見が第2回の準備会でございました。それを受けて、特に規律を設けないということにしたものでございます。もっとも、現在の会社非訟の分野における実務上の運用といたしましては、原則として、単に申立書だけではなくて主張書面に当たるようなものに関しましても書面の直送が行われており、第2回の準備会におきましても、そのような現在の直送に関する実務の運用を今回の法改正に伴って変えるべきであるというご意見までは特段ございませんでした。このようなことから、今回の規則改正におきましては、直送等についての特段の規定は設けず、今後も運用にゆだねるとような考え方をしたものでございます。

以上です。

【伊藤委員長】ご意見はいかがでしょうか。

【秋山委員】借地非訟事件や労働審判事件で主張書面の直送ができるのは、それぞれの法律において、記録の閲覧謄写に関する民事訴訟法と同様の規律が定められていて、非訟事件手続法32条3項のような制限的な規定はないから、規則で規律を置くことができるということですね。しかし、そうは言っても主張書面の送付や直送の規定がないのはどうしてもまずいのではないかとということで、私たちもいろいろ考えたわけですが、立法上、非常に困難だとい

うご説明ですので、それはやむを得ないかと思うのですけれども、実務上、直送ができないとなると利用者が困ると思いますし、裁判所としても困るのではないかと思いますので、実務におけるこれまでの慣行、運用というものは堅持していただくようにぜひお願いしたいと思えます。

【伊藤委員長】ありがとうございました。他に何かご意見、ご質問はございますか。

どうぞ。

【青山委員】新しい非訟事件手続法を受けまして、最高裁判所規則としては言わば最高位の規則として非訟事件手続規則が制定され、この最高位の最高裁判所規則ができたために、従来ならばあつた非訟事件手続に関する個別規則もあわせて整備するというふうに理解しているのですけれども、非訟事件手続規則を民事訴訟規則と並べて比較いたしますと、民事訴訟規則に沿いながら、場合によってはそれに足を引っ張られて、それから出られないところもある一方で、訴訟救助の申立ては書面にするとか、あるいは先ほど秋山委員のご指摘があつたように受領書面の返送についての一般規定を置くなどの、民事訴訟規則にない一歩前進した規定もあちらこちらに見られるところであります。私としては、民事訴訟規則と非訟事件手続規則というのは、前者は訴訟の世界の最高位の最高裁判所規則であり、後者は非訟の世界の最高位の最高裁判所規則であるという意味では、相並ぶ2つの規則がここで完成したと思っております。この2つの規則を見ると、今度できた非訟事件手続規則が一歩前進したものであるならば、さらに民事訴訟規則についても改正する必要があるのではないかと両規則を照らしながら感じたところでございます。今、特別に民事訴訟規則を改正する機運というものはないのかもしれませんが、民事訴訟規則が制定されてからもう十数年経っておりますので、改正するときには、ぜひこの非訟事件手続規則を踏まえて、さらに一歩前進するような民事訴訟規則にしてもらいたいと、これは今回の関連規則の整備とは直接には関係がありませんけれども、私の希望として申し上げた次第です。

【伊藤委員長】ありがとうございました。ただいまのご発言につきましては、ぜひ関係の方で検討していただければと存じます。

それでは、整備規則の関係につきましては、先ほど来のご指摘等を踏まえまして、事務当局において、さらに検討を進めることにいたしまして、要綱（案）そのものにつきましては、これを要綱といたしまして、非訟事件手続規則を制定することについて、皆様のご賛同をいただけますでしょうか。

（異議なし）

【伊藤委員長】よろしゅうございますか、ありがとうございます。

それでは、この要綱（案）を基本といたしまして、法制上の表現等につきましては、事務当局におきまして、なお十分な検討を加えた上で、最高裁判所裁判官会議に非訟事件手続規則を建議してもらうことにいたします。

ご審議いただきました非訟事件手続規則の要綱（案）の策定に当たりましては、関係の皆様方の多大なるご尽力をいただいたところでございます。また、これらが規則として施行された段階では、その運用に対する関係方面のご期待も大きなところかと思っておりますが、できましたら、裁判所あるいは弁護士会の立場で、今後の運用に関して、何かご意見、ご希望等がございましたらお願いしたいと存じますが、大門委員、いかがでございましょうか。

【大門委員】それでは、ご指名でございますので。私は、東京地裁で、非訟事務の、特に商事非訟事件を取り扱っている立場から一言申し上げたいと思います。

非訟事件手続法4条には、裁判所は、非訟事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努めなければならないとあります。従来からそのように努めてまいったわけでございますけれども、実務の運用を見直すべきは見直し、また先ほど堅持すべき運用のお話がありましたけれども、そうした堅持すべきは堅持して、この改正規則と改正法の趣旨を実現すべく怠りなく備えてまいりたいと思っております。つきましては、今後とも皆様方のご協力が必要でございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと考える次第でございます。

以上でございます。ありがとうございます。

【伊藤委員長】各種の非訟事件につきまして、代理人のお立場から関与されているご経験を踏まえまして、今井幹事からも何かご指摘いただければと存じます。

【今井幹事】諸先輩を前に大変僭越でございますが、一言だけ感想を述べさせていただきたいと思ひます。

我々日弁連は、今、民事司法改革というものに取り組んでおりまして、国民から信頼される民事司法のあり方について検討を重ねておるところでございます。例えば、訴訟につきましては、証拠の収集方法については、拡大の方向等、いろいろやっておるわけですが、ご存じのとおり、民事通常一般事件は、ここ十数年、過払金返還事件を除きますと増えておりません。そういう中で、非訟事件につきましては、労働審判を指摘するまでもなく、国民のニーズとして、簡易・迅速で的確な司法解決、判断ということに非常に大きな期待が寄せられておりますし、また、我々弁護士も実務家としてやるべきことが多いのではないかと考えています。先ほど竹下先生からもご指摘のとおり、関係規則においていろいろ違うところはございますが、青山先

生のお言葉を借りますと、最高位に属する最高裁規則ということになるわけでございます。課題はご指摘のとおりいろいろあるかと思うのですが、我々実務家が、国民の信頼を得るために、非訟事件を担当するにあたって必要なのは、実際にこういう手続で、どのようにして、何を書いて、どこに送ったらいいのかということの取り組みでございます。そういう意味では、今回の非訟事件手続規則の改正と関連諸規則の整備がされ、我々も、もっと国民のニーズに応えるために頑張らなければならないわけですが、いろいろな実務の面で大きな支えになる大改正ができそうだという思いであります。私は、弁護士会の代表ではありませんが、一幹事として大変喜んでおる次第でございます。どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

【伊藤委員長】ありがとうございました。

それでは、事務当局として準備作業に当たってられました永野委員から感想等を伺えればと存じます。

【永野委員】本日は、委員、幹事の皆様におかれましては、大変ご多忙中、ご審議をいただき、また大変貴重なご意見をいただきまして心から御礼申し上げます。

事務局といたしましては、本日いただきましたご意見等も十分踏まえた上で、できるだけ早期に規則の案をつくりまして、最高裁判所裁判官会議にお諮りをして、できるだけ規則が早期に公布できるようにしていきたいというふうに考えております。

また、この法の施行の準備に当たりまして、規則の逐条解説を作成するとか、あるいは各庁に法や規則の内容について周知するなどして、法の趣旨にかなった実務の運用が確保できるように、万全の体制で臨んでいきたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、民事裁判の分野におきましては、今回の非訟事件手続法に限らず、多くの立法作業が行われておりますところでありまして、また現場の裁判におきましても、社会に対してインパクトのある難しい事件が増えてきております。そういった中で、民事裁判について望ましい民事司法を実現できるように、私どもとしましても、微力ながら努力を続けてまいりたいと思います。今回の非訟事件手続規則の制定等につきまして、委員、幹事の皆様にはいろいろな形でご指導をいただきました。今後とも、私どもに対しまして、引き続きご指導いただきますようお願いいたします。

どうも本日はありがとうございました。

【伊藤委員長】私からも一言お礼を申し上げたいと思います。

非訟に限らず民事裁判手続全体にとっての重要性からすると、法と最高裁判所規則は言わば

車の両輪であって、それなしには、手続の適正な運用が期待できないことはご承知のとおりでございます。本日、長時間にわたりまして熱心なご審議を頂戴し、非訟事件手続規則の要綱について成案を得ることができました。委員、幹事の皆様方に対しまして、改めて本日のご審議へのご協力に対し御礼を申し上げたいと存じます。

ありがとうございました。

それでは、時間も参りましたので、このあたりで委員会を終えることにいたします。長時間にわたりまして、熱心なご審議をいただきましてありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。